

## 令和元年度第1回かながわ子ども支援協議会 議事録

### (事務局)

- 「令和元年度第1回かながわ子ども支援協議会」を開会する。
- 本協議会は、神奈川県情報公開条例第25条に基づき「公開」とする。発言者の氏名、発言内容、要約の議事録も公開される。
- なお、本日、傍聴希望者の希望者はいない。出席者は、お手元の出席者名簿のとおりである。欠席者は2名である。事務局として、神奈川県子どもみらい局参事監石渡、子どもみらい部長横溝、子ども支援課長剣持、子ども企画担当課長川上 他3名の職員が参加する。

### (事務局)

- それでは議事に入る。かながわ子ども支援協議会設置要綱第4条第4項の規定により、会長に議長として議事の進行をお願いする。

### (末富会長)

- まず、次第の3「報告事項」を事務局から説明してもらおう。

### <資料1～3に基づいて、事務局説明>

### (末富会長)

- 事務局からの説明に対して、確認事項はあるか。

### (吉中副会長)

- LINE相談を試行的に行ったとのことだが、今後はどうする予定であるか。

### (事務局)

- 現在庁内において、検討中である。

### (高橋構成員)

- 広報費を除いた直接的な人件費やLINEの回線確保に係る費用は、だいたいどれくらいであるか。ひと月あたりの金額を教えてください。

### (事務局)

- 本事業は委託で実施した。ひとり親家庭相談LINEだけで、一か月あたり約900万円程度である。
- 相談に当たっては、事前に相談員の研修を実施している。SNSを活用する技術と相談を受ける技術を習得するため、相談員の研修期間として、数か月間かかっており、その分のコストも入っている。単純に1か月だけの人件費ではない。実施期間が2倍となっても、金額は2倍にはならない。

### (安藤構成員)

- LINE を活用した相談事業に興味をもっている。先日新聞にも結果が公表されていた。大変好評だったと聞いている。様々な面において、電話を利用した相談とは違った効果が出ていると聞いている。

**(末富会長)**

- LINE 相談は、若い世代にとって敷居が低い。支援の情報が全く届かないところが最困難層でもある。少しでもつながることのきっかけづくりとして、LINE は最適であると思う。
- イニシャルコストがかかることは理解したが、できれば通年で実施していただきたい。私立学校の場合、6月までに入金をしなければならない学校もある。最も金銭的に苦しい時期は、3月、4月頃ではないか。
- 年度を跨ぐ形での事業運用にさせていただくとよい。相談の内容を見ると、お金の相談と子育ての相談が多かった。年度替わりにおけるお金のかかりやすさや、子どもの環境の変化といったこともあるので、特に、環境の変化が激しいと思われる年度替わりでの実施を検討してもらいたい。
- ひとり親世帯など生活が厳しいご家庭にとって、一番ストレスがかかりやすい時期は、年度替わりであると思われるが、いかがか。

**(栗原構成員)**

- 子育てという意味では会長のおっしゃるとおり、一番ストレスがかかりやすい時期は年度替わりである。特に、4月、5月は、保育園、幼稚園や小学校の入学の時期でもあるため、かなりの出費がある。ただ、そこまで時期にこだわらなくてよいかもしれない。

**(末富会長)**

- 理想的なのは一年を通しての実施である。例えば、小学校や中学校の入学スケジュールを考えると、年末あたりから、ランドセルや体操着など、学校で必要なものを揃えていかなければならない。年の後半の方にお金がかかるポイントが置かれている。ともあれ、まずはLINE 相談の取組をしてもらったことは素晴らしいこと。継続を検討いただきたい。

**(末富会長)**

- 次に、次第の3「議題(1)」を事務局から説明してもらおう。

**<資料4～7に基づいて、事務局説明>**

**(事務局)**

- 法改正については、会長からご説明願いたい。

**(末富会長)**

- 内閣府の子どもの貧困対策に関する有識者会議の構成員であるが、今回は、「公益財団法人あすのば」の理事としての立場でお話をする。
- あすのばは、子どもの貧困対策のためのロビー団体である。あすのばの理事として、

法改正を主導し、関わってきたので、法改正の内容についてはかなり詳しい立場にある。超党派の議員で法改正の検討を行っているが、どの政党・会派の先生方も非常に協力的である。大事なポイントを中心に話をさせていただく。

- 今回の改正で大きく変わるのが、第1条（目的）、第2条（基本理念）である。目的として、子どもの「現在」を重視することが加わった。また、「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」との文言、子どもの権利を尊重するという文言が入った。さらに、現行の目的は、「子どもの貧困対策を総合的に推進する」との文言で終わっていたが、新たに「子どもの貧困の解消に資すること」との文言を加えていただいた。
- 第2条（基本理念）について、児童の権利に関する条約の精神に基づき、「子どもの年齢及び発達段階に応じて、その意見が尊重されること」、「最善の利益が優先して考慮されること」、「子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない」という文言が新たに加わった。
- 同条第2項について、今まで「就労の支援」との文言であったが、「職業生活の安定と向上に資するための支援」との文言に変更となった。また、「子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて」、「包括的かつ早期に」という文言が加わった。この文言が意味することは、教育の支援だけ、経済的支援だけでよいといった発想を変えることにある。「早期に」との文言は、子どもを見過ごさない、待っている間に取返しのつかないことにならないようにする、ということである。子どもの貧困対策の最前線で活動されている方々の強い願いでもあり、その趣旨を反映させた。
- 同条第3項は、端的に申し上げると、自己責任論を否定するということである。「親が悪い」とか、「子どもが貧困の状態に生まれたのだからどうしようもない」といったような、日本社会の根強い貧困の自己責任論を誤りということを表現した。この表現は、自殺対策基本法も同様である。自殺対策でも、ひと昔前までは、個人の責任だと思われていたが、現在では社会で取り組まなければならない、との意識が変わっている。子どもの貧困対策でも同じことを期待したい。
- 第8条について、第2項第2号に「ひとり親世帯の貧困率」と「生活保護世帯に属する子どもの大学進学率」が法規定に定められた指標として加わった。「ひとり親世帯の貧困率」は、先進国で最悪の状態である。また、生活保護世帯に属する子どもだけではないが、貧困世帯に属する子どもたちが、夢や希望を叶えるために大学や専門学校に行っているかどうかを検証していく必要がある。特に、高等教育の無償化と並行して、追いかけていかなければならない指標である。同項第5号は、神奈川県計画とも直接関連するが、「子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証と評価を行っていく」という文言が加わった。
- 同条第4項について、今までは、国の子どもの貧困対策に関する有識者会議は、法規定を持たない機関であったため、今回の改正で規定した。また、この条文で最も重要なこと、「貧困の状況にある子ども及びその保護者の意見を反映させるため」という一文が加わったことである。当事者の声を大事にさせていただく、ということが付け加わったのが大きな前進である。
- 第9条（都道府県子どもの貧困対策推進計画）について、都道府県の計画は、これまでどおり努力義務であるが、市町村については、今回の法改正で、計画策定の努力義務が課される。神奈川県だけではなく、県下にある政令市以外の市町村も含めて、子どもの貧困対策推進計画策定の努力義務が課せられる。県のサポートをとりわけ人口規模が

小さい市町村に対して、期待したい。

- 第 11 条（教育の支援）については、教育基本法の条文と同じ文言が盛り込まれた。
- 第 12 条は、かなり大きく変更となった。現行法では「保護者に対する就労の支援」だが、改正されると「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための支援」に文言が変更される。特に、「貧困の状況にある子どもの保護者の所得の増大その他職業生活の安定と向上に資するよう」といった文言が加わり、かなり踏み込んだ表現になった。改正の理由として、ひとり親の就労率が世界一高いことが挙げられる。日本の男性の就労率とひとり親世帯の女性の就労率は同程度である。にもかかわらず、ひとり親の貧困率は世界一高い。つまり、「働くようにする」支援は、エビデンスとは乖離している。既に働いている保護者の労働と所得の質に踏み込んだ支援をしていかなければ、日本のひとり親世帯は、貧困の状況から抜け出すことはできない。我々が思っている以上に、踏み込んだ法改正をしていただいた。この法改正の趣旨が浸透してくれることを願う。
- 第 14 要（調査研究）については、「子どもの貧困に関する指標に関する研究を、国、地方自治体でも進めましょう」という趣旨で規定された。子どもの貧困に係る指標は、日本ではまだ進化中である。OECD が収集している貧困のデータを日本政府はまだ外部に提供できていない。日本のそうした実態に即して、貧困指標を決めつけるのではなく、継続的に見直しを図って、より良くしていくという趣旨を盛り込んでいただいた。
- 最後に補足のところであるが、この法律は 5 年後に見直しをはかることになる。神奈川県の方針として、こういった文言を入れておくことをお勧めする。

## <事務局による説明>

### （末富会長）

- 現行計画では、母子世帯への支援が計画の中心に据えられているが、改定計画では、一人ひとりの子どもに着目していくという表現に改める、ということになっている。このことが県の状況に沿ったものであるかどうか、妥当なものであるかどうかを中心にご検討いただきたい。
- ひとり親世帯の貧困率は、確かに高い。しかし、見過ごされがちなのが、大人が二人以上の世帯の貧困率が 10%もあることである。最も貧困状態にある世帯に属している子どもは、ひとり親世帯の子どもであるが、二人親世帯や三世代などの多様な家族形態の中で暮らしている貧困の状態にある子どもたちの方が絶対数としては多いということ、日本の子どもの貧困研究が指し示している。
- ひとり親世帯もすごく厳しい状況にあるが、同じく二人親世帯や三世代で同居していても、非常に厳しい状況にある。また、多様な家族形態があることから、今後は、一人ひとりの子どもに寄り添った支援が必要ではないかをご提案いただいた。支援対象をひとり親に区切らないようにすることは、内閣府の有識者会議でも指摘されている。
- ただ、「母子世帯への支援」という表現を全て削っていいのか。議論をする必要がある。この点についてもご意見を願う。

### （吉中副会長）

- （母子世帯に関する）調査やヒアリングをする中で、母子世帯の状況は、非常に深刻であると認識している。単に経済的な貧困だけではない。ひとり親世帯は、貧困に至る

まで、様々な困難を抱えており、複数の困難が絡み合っていることから、身動きできない状態にある。そういったことから、母子世帯への支援は継続していくべきとは思いますが、表現として、「母子世帯だけ」と限定してしまうと、母子世帯以外の世帯には何もしなくてよいのかということにもなる。

- 世帯自体が多様化しており、子どもを実親が育てていないケースもある。多様性を認めていくといった意味でも、個別施策と包括的な施策とを並列してやっていくことがよいのではないか。子どもの貧困は親の貧困でもあるので、親への包括的な施策とともに、個別施策として母子世帯やひとり親世帯への施策を継続的に行っていくべきである。

#### (小泉構成員)

- 相談の中で、夫と別居していて生活費が入らない。母も精神状態がよくなく、働けず子供も学校に行けていないというような世帯がある。学校に通えないことには、様々な理由や原因があると思うが、家庭環境は大きく影響していると思う。両親の不仲だけでなく、生活自体が困窮しており、母親の精神状態がよくない状況を間近に見て不安定になるのは当然ではないかと推測できる。
- こういった世帯の場合は、離婚し、母子世帯となった方が児童扶養手当の受給や就学援助につながり、現状よりは先が見えるという世帯もあるので、母子世帯に限定せずに、広く困窮した児童生徒のいる世帯を支える仕組み「ひとりひとりの子どもに寄り添った」という表現の方がよいと思う。
- 一方母子世帯は、一人で生活も子育てもすべて一人でやらなければならない状況で塾に通わせることができないなどの課題も聞こえてくるのも事実である。
- これらを踏まえると、母子世帯という表現をわざわざ消すこともないが、わざわざ入れることもないと思うが、母子世帯という文言があった方が、母子世帯の人たちが相談しやすい、支援につながりやすいのかもしれないとも思う。

#### (平澤構成員)

- 会長のいうとおり、二人親世帯の貧困率は10%以上であり、絶対数として相当な数いるので、必ずしも母子世帯に言及することはない。改定計画の「一人ひとりの子どもに着目して、子どものライフステージに沿った支援」という重点は理解できるが、少し幅広い気がする。
- 貧困の状態にある子どもたちが希望を持てるようにするために何が必要かと考えると、生活困窮世帯などの世帯状況に合わせた支援をしていかなければならない。「子どものライフステージに沿った支援」は、子どもだけへの支援とも思え、母子という言葉が消えてしまったという感じがしなくもない。ただ、母子世帯に支援を限定しなくてもよいということは、他の構成員と同じ意見である。

#### (末富会長)

- 子どもの問題は、保護者や家族のこととセットなので、子どもだけにフォーカスしすぎた書きぶりにするのではなく、例えば、「ひとりひとりの子どもと家族・家庭」といった、世帯の多様性も踏まえた表現になるように、文言を付け加えたほうがよいかもしれない。

**(高橋構成員)**

- 普段、関わりがある子どもは、社会的養護の子どもとか、ある程度年齢の大きい子どもになるが、相談に来る方の中には、両親ともおらず一人で生きていく子どももいる。子どもに保護者がいることが、世帯の多数ではあるとは思いますが、社会的養護の子や今申し上げた子どもなど、保護者がいない子どももいるので、そういう意味だと、この重点の表現は、子どもたちに対しても公平に聞こえる。
- 世帯や家族といった表現は、世帯も家族もない子どもにとって、疎外感を生じさせる恐れがある。なかなか表現が難しい。

**(末富会長)**

- 重点を2つ、3つと併記したほうがよいかもしれない。子ども・若者を一番の中心に据えるという考え方は、そのとおりである。「子どもを取り巻く環境の多様化を踏まえる」といった文言は、なぜひとりひとりの子どもが重点に加わったかという疑問に対するものである。母子世帯もそうだし、外国ルーツもそうだし、社会的養護、障害・医療的配慮が必要な子どももそうだが、多様な子どもの状況をサポートする。ただ、ひとり親の表現がなくなると、心細い気がする。
- 国の議論でもそうだが、「ひとり親も二人親も社会的養護も」というように、併記した表現にしている。今までは、ひとり親世帯と生活保護世帯だけへの支援だったが、そこはやめませんか。色々な属性がありますから。
- 重点を1つだけではなく、2つ、3つとしていただき、「どのような世帯でも、困難を抱えているのであれば、サポートをしていきましょうよ」というメッセージを強めていく。この点に関して、ご意見いかがか。

**(栗原構成員)**

- 経済的な困窮だけに絞り込んでしまうと、母子世帯は重点からはずすことはできないということになる。また、ひとり親世帯のもうひとつの困難として、子育ての手がないことがある。
- 見知らぬ土地で生活しなければならない人たちにとっては、困難が二重、三重、四重になってしまうこともある。そう考えると、ひとり親世帯という表現は残しておいた方がよい。母子世帯という表現がなくなることで、相談がしづらくなってしまう。
- 表現として、併記の形なのか、ひとり親とその他の困難を抱える世帯の子どもたちと両並びにさせていただくかは議論があると思うが、いずれにせよ、ひとり親世帯の困難性を表すものとして、母子世帯という表現は残していただきたいと思う。

**(末富会長)**

- 神奈川県で、先端的だなと思ったのが、ねらいを「笑いあふれるかながわにする」ということ。笑顔だけではなく、笑い声も含めて考える。そこが神奈川らしさということでしょうか。
- 子ども・若者が明るく笑えるような社会を目指す。こころざしは高くということを目指すこととしてよいか。

**(末富会長)**

- 次に、次第の3「議題(2)」を事務局から説明してもらう。

#### <資料7に基づいて、事務局説明>

##### (末富会長)

- 目標値を設定しないことについて、医学系の分野では、指標の望ましい値といったものがある。社会的理解が得られているもの以外は、目標値を設定しない。目標設定により、当事者を追い詰めることはしない。学校現場でもそうだが、支援者が目標に縛られてしまうと、しばしば子どもや保護者に厳しい状況になって現れてしまう。
- 一方、KPIには目標値を設定する。行政の取組みとしての状況には、目標を設定することが、指標見直しの大きなポイントかと思う。
- 指標については、国においてもかなり議論になっている。地方分権の精神で、国の議論にとらわれず、神奈川県の実態や取組みを把握できるよう、議論していければよい。指標の数が多いので、分野ごとに議論をしていきたい。
- 現行指標には、高等学校の貸与奨学金に関する指標が入っている。学校現場として、このような指標について、注目をしているか。

##### (松崎構成員)

- 高等学校無償化の詳細は、まだ公表されていない。奨学金の拡充については、注目していきたい。

##### (末富会長)

- 高等学校無償化では、高校在学時に無償化に係る手続きの申し込みが可能である。神奈川県下の高校卒業者のうち、何人申請が通ったのかについて、可能であれば、指標として加えた方がよいかもかもしれない。
- 生活保護世帯や児童養護施設の子どもの就職率について、中学校卒業後の指標は、中卒の就職を誘導しているとの懸念をもっている。高卒の就職率は大事な指標である。

##### (小泉構成員)

- 「子どもを対象とした『居場所づくり』を実施主体となって実施している市町村数」という居場所づくりに関するKPIがあるが、これは、コミュニティカフェまではいかなくても、サロンのように小人数で行っているものをも含んでいるか。
- サロンのようなもので、居場所づくりに取り組んでいる団体数を把握することができるか。これらの活動は、行政主導でやるというより、自らやりたいとやっていてる団体の方が多い。規模が大きくなると法人格を取ったりしているが、法人になるまでにはかなりの期間を要すると思う。

##### (事務局)

- この指標は、行政の取組状況に関することで、居場所づくりを行っている市町村数ということになる。民間が行政から委託されてやっているとか、NPO法人として行政と協働してやっている事業などを想定している。民間のみで活動している居場所は、この指標には、含めていない。

- 民間でやっている取組みは増えてきてはいるが、非常に数え方が難しい、定期開催している団体、不定期開催の団体や、活動形態も様々で、イベントの際に実施するなど、「実態を把握することは難しい」と現場サイドの方も言っている、

#### (小泉構成員)

- 居場所づくりの取組みについては、秦野市では民生委員児童委員協議会が主体となっ  
て行うなど、割と活動実態を把握しやすいところがあるが、市町村によっては、民間主  
体で実施している場合もあるので把握は難しいのかもしれないということですね。
- 「地域若者サポートステーション等で支援を受けた人の就職者数」のところで、  
地域若者サポートステーション等で支援している方は、すぐに就職できる人の方が少な  
いのではないかと思う。まず週3日外出してみましようとか、毎日何時に来所するところ  
から始めましようというところから行っていることも多く、その課題に取り組むこと  
自体でも評価となると思うので、指標を就職者だけに絞るべきなのか。色々な形でサポ  
ートステーションに関わっている若者の数や支援につながっている人の数を数えた方が  
よいのではないかと思う。

#### (末富会長)

- 保護者に対する就労の支援について、ひとり親世帯の働き方の質など、追加できる指  
標や設定が厳しい指標などがあれば、ご意見願いたい。

#### (松田構成員)

- 労働局では、所得に関する統計的なデータを取っていない。神奈川県だけの事業では  
ないが、生活保護受給者等就労自立促進事業を実施している。この事業において、生活  
保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者、生活困窮者、生活保護を受  
ける手前の方などの支援を行っている。
- ハローワークにくる生活保護受給者は、ひとり親だけではなく、高齢者や障害者もい  
る。生活保護受給者等就労自立促進事業は、自治体と連携しており、自治体から紹介さ  
れた人の支援を行っている。就職意欲のある方が多い。生活保護受給者、児童扶養手  
当受給者で、就労意欲が定まっていない方は、ハローワークで職業相談をしても、なか  
なか就労が難しい。
- また、この事業とは別に、ハローワークと地方公共団体のワンストップ支援事業  
（「一体的実施事業」）という事業を実施しており、生保型、一般型の2種類がある。  
ハローワークが各自治体で職業相談ブースをつくって、そこで相談を実施する。ジョブ  
スポットという言い方をしている。
- 神奈川県下の対象自治体として、横浜市は18区にジョブスポットを設けて、職員を常  
駐させている。福祉事務所から、生活保護受給者や児童扶養手当受給者の紹介があり、  
職業相談をしている。川崎市は全区ではなくて、幸区、宮前区、多摩区、川崎区、相模  
原市は、南区、中央区に設置している。横須賀市、藤沢市は、ジョブスポットという相  
談ブースを設置しており、職員が常駐して、生活保護受給者等に職業相談を実施してい  
る。一体的実施事業については、各自治体からの希望等あれば、順次広げていく。

#### (末富会長)



- ひとり親の正規社員としての就業者の数や率は、把握可能であるか。

**(松田構成員)**

- 把握不可能ではないが、公表できるかどうかは分からない。

**(末富会長)**

- 非公表にして、庁内での検討に役立てるという方法もある。法改正の方向性と同様に、働き方については、所得や就労の質の問題に移行したいというのが、国全体の流れである。働き方の質は、庁内だけでも共有できる指標があればよい。

**(安藤構成員)**

- LINE 相談は、困っている方々や若い方を中心とした相談が多いということなので、今までになかったような取組であったと思う。かなり効果が表れている。今回の結果を受けて、検証して、今後 LINE 事業を実施するという理解でよいか。

**(事務局)**

- 今回の結果を踏まえて、やれるかどうかの議論をしていくところである。今の時点では、実施する・しないは申し上げられない。

**(末富会長)**

- 多様な世帯や子ども・若者への支援ということで、LINE はいい窓口のひとつであるので、前向きにご検討いただければと思う。
- 以上をもって、議事を終了し、進行を事務局にお返しする。

**(事務局)**

- 非常に参考になる意見をいただき、感謝申し上げます。今後、会長等との調整を経て、素案として取りまとめる予定である。
- 以上をもって、令和元年度第1回かながわ子ども支援協議会を閉会する。